# 吹付けアスペストの 撤去等に対する対策に支援します。

- 「アスベスト撤去支援事業」について-

## 1 アスベスト撤去支援事業の概要

## (1)補助対象について

- (1)対象建築物 ①~②の全てに該当するもの
  - ①吹付けアスベスト等(吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウール)が施工された もの(本事業以外で国庫補助を受けていないもの)
  - ②建築基準法第9条に基づく措置が命じられていないもの
- (2) 対象部分
  - ①吹付けアスベスト等が施工された部分(露出、隠蔽部共)
  - ②対象建築物に付属する電気室、機械室
- (3) 対象事業
  - ①吹付けアスベスト等の除去等(除去、封じ込め、囲い込み) (アスベスト処分費、耐火被覆材、断熱材等の代替工事を含む)
  - ②吹付けアスベスト等の使用された建築物の除却(アスベスト対策費用相当額を限度とする。)

#### ※【アスベスト調査について】

吹付け建材のアスベスト含有調査については、25万円/棟を限度額として国から全額補助金が 交付されますので、建物の立地する市町村にお問い合わせください。

### (2)補助内容について

吹付けアスベスト等の除去等に係る費用(補助対象事業費)の3分の2を補助します。 ただし、補助対象事業費は2,000万円/棟を限度とし、それを超えた額は所有者負担となります。

○負担の割合

補助 2/3 所有者負担 (国:1/3、県:3/12、市町村:1/12) 1/3

# 2 補助の申請先、問合せ先

- ○建物の立地する市町村に申請してください。
  - ※市町村が事業を実施していない場合は、この制度が活用できませんのでご注意ください。
- 〇市町村の実施している事業は、

鳥取県公式ホームページ(http://www.pref.tottori.lg.jp/47477.htm)に掲載しています。

#### -問合せ先ー

鳥取県 生活環境部 くらしの安心局 住まいまちづくり課 景観・建築指導室

(電話0857-26-7391、ファクシミリ0857-26-8113)

鳥取県 生活環境部 東部生活環境事務所 建築住宅課

(電話0857-20-3649、ファクシミリ0857-20-2103)

鳥取県 中部総合事務所 生活環境局 建築住宅課

(電話0858-23-3235、ファクシミリ0858-23-3266)

鳥取県 西部総合事務所 生活環境局 建築住宅課

(電話0859-31-9753、ファクシミリ0859-31-9654)